

研究会規約

春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会 規約（案）

（名称）

第1条 本会名称は、春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会とする。
（以下「研究会」という。）

（目的）

第2条 研究会は、福岡の新たなシンボルとしての春吉橋の空間のあり方、福博連携強化のための国体道路等の空間再編と交通施策のあり方、持続可能な空間利活用に向けた産学官及び地域との連携のあり方について、方向性を検討しとりまとめるものである。

（組織）

第3条 研究会の構成は、別紙のとおりとする。

（運営）

第4条 1. 研究会には、委員長を置く。
2. 委員長は、委員の互選により選出し、研究会を統括する。
3. 委員長は、研究会を招集し、会の進行を努める。
4. 委員長は、必要に応じて臨時委員を参加させることが出来る。

（所掌事務）

第5条 研究会は、次の事項に関する事務を所掌するものとする。
1. 検討事項に関する内容の決定
2. その他研究会において必要が生じた事項

（事務局）

第6条 事務局は、九州地方整備局、福岡市、福岡県に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

（付則）この規約は、平成25年11月25日から施行する。

委員名簿

【委員】（50音順）

井上 文彦	福岡県建設業協会 専務理事
植松 岳	九州経済連合会 常務理事
坂口 光一	九州大学 教授
高木 直人	福岡経済同友会 常任幹事 事務局長
立花 英樹	福岡商工会議所 常務理事
辰巳 浩	福岡大学 教授
帆足 リエ	元西日本リビング新聞社 統括編集長
牧角 龍憲	九州共立大学 教授
松永 千晶	九州大学 助教
松本 法雄	元福岡アジア都市研究所 副理事長

【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所
福岡市
福岡県